

札幌市地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

| (新) 令和 5 年 10 月版  | (旧) 令和 4 年 10 月版  | 備考 |
|---|---|----|
| <p>札幌市地質・土質調査業務共通仕様書の改定について</p> <p>令和 5 年 10 月 単価使用の委託業務から適用</p> <p>～本仕様書を使用される皆様へ～</p> <p>本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。</p> <p><a href="http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html">http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html</a></p> | <p>札幌市地質・土質調査業務共通仕様書の改定について</p> <p>令和 4 年 10 月 単価使用の委託業務から適用</p> <p>～本仕様書を使用される皆様へ～</p> <p>本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。</p> <p><a href="http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html">http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html</a></p> |    |

札幌市地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

| (新) 令和 5 年 10 月版  | (旧) 令和 4 年 10 月版   | 備考                                 |
|---|--|------------------------------------|
| <p><b>各章共通</b></p> <p>( 語句の統一を図るもの。 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・または</li> <li>・コア</li> <li>・スクリーウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験)</li> </ul> <p><b>1 総則</b></p> <p><b>1-3 受託者・委託者の責務</b></p> <p>1. ～ 2. (省略)</p> <p>3. 受託者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p><b>1-8 主任技術者</b></p> <p>1. ～ 2. (省略)</p> <p>3. <b>主任技術者</b>は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する技術部門に属する選択科目）<b>または</b>業務に該当する技術部門）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者（業務に該当する技術士の技術部門に準拠）<b>または</b>これと同等の能力と経験を有する技術者※であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、<b>または</b>内業を含み、かつ、その範囲が 2-10-2 既存資料収集・現地調査、2-10-3 資料整理とりまとめ、2-10-4 断面図等の作成の場合、地質調査技士を主任技術者とすることができる。</p> <p>※同等の能力と経験を有する技術者については、1-2 用語の定義を参照のこと。</p> <p>4. ～ 5. (省略)</p> | <p><del>・又は</del></p> <p><del>・コア</del></p> <p><del>・スウェーデン式サウンディング試験</del></p> <p><b>1 総則</b></p> <p><b>1-3 受託者・委託者の責務</b></p> <p>1. ～ 2. (省略)</p> <p><b>1-8 主任技術者</b></p> <p>1. ～ 2. (省略)</p> <p>3. <del>管理技術者</del>は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する技術部門に属する選択科目）<del>又は</del>業務に該当する技術部門）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者（業務に該当する技術士の技術部門に準拠）<del>又は</del>これと同等の能力と経験を有する技術者※であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、<del>又は</del>内業を含み、かつ、その範囲が 2-10-2 既存資料収集・現地調査、2-10-3 資料整理とりまとめ、2-10-4 断面図等の作成の場合、地質調査技士を主任技術者とすることができる。</p> <p>※同等の能力と経験を有する技術者については、1-2 用語の定義を参照のこと。</p> <p>4. ～ 5. (省略)</p> | <p>語句の統一</p> <p>文書追加</p> <p>訂正</p> |

札幌市地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

| (新) 令和 5 年 10 月版   | (旧) 令和 4 年 10 月版 | 備考          |
|--|------------------|-------------|
| <p><b>1-38 法定外の労災保険の付保</b></p> <p>1. 受託者は、現場作業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。</p> <p>2. 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p> <p>3. 受託者は、履行期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、業務着手の前に締結すること。</p> <p>4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務着手の前に、担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>5. 契約約款第 2 3 条に基づき履行期間を変更したことにより、履行期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>6. 委託者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</p> |                  | <p>文書追加</p> |

札幌市地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

| (新) 令和5年10月版  | (旧) 令和4年10月版   | 備考              |
|---|--|-----------------|
| <p><b>3 土質調査</b></p> <p><b>3-3-6 スクリューウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験)</b></p> <p>1. 目的</p> <p>スクリューウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験) は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合または土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>2. ~ 3. (省略)</p> | <p><b>3 土質調査</b></p> <p><b>3-3-6 <del>スウェーデン式サウンディング試験</del></b></p> <p>1. 目的</p> <p><del>スウェーデン式サウンディング試験</del>は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合 <del>又は</del> 土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>2. ~ 3. (省略)</p> | <p>諸基準類との統一</p> |